

**お知らせ**  
**鳥獣被害防止のための電気さくについて**

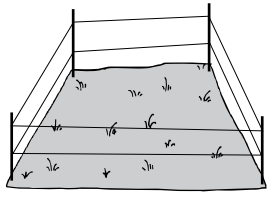
農業者が農作物を鳥獣の被害から守るために設置している電気さくについて事故防止のために、人に見やすいように危険であることを表示することなど、法律で定められた基準があります。電気さくを設置している方は、適切な使用及び管理がされているか再度ご確認をお願いします。

また、設置者以外の方はさく線の切れたものなどを見かけても決して触らないようにしてください。

なお、農地に設置している一般的に普及しているものはバッテリーを電源とし、畑などの周りに設置したさく線に一秒間に一回程度、高圧電流を流して鳥獣の侵入を防ぎます。

**問い合わせ**  
産業経済課

☎893-1115



**お知らせ**  
**「ご存じですか」公証制度**

10月1日(木)から10月7日(水)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公証週間中は、土曜日も無料相談を行います。

**日時**

10月3日(土)  
10時～12時 及び  
13時～16時

**場所** 高知合同公証役場

(電話相談もできます。)  
高知市本町1-1-13  
朝日生命高知本町ビル3階  
(中央公園西、堀詰電停北)

**問い合わせ**

☎823-18601  
☎824-18427  
☎872-14764

**お知らせ**  
**「ご存じですか」被災宅地危険度判定**

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。

被災宅地危険度判定の結果は、次の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示

|   |  |   |
|---|--|---|
| (赤)   | (黄)  | (青)   |
| <p><b>危険宅地</b><br/>UNSAFE<br/>この宅地に入ることは危険です。</p> | <p><b>要注意宅地</b><br/>LIMITED ENTRY<br/>この宅地に入る場合は十分に注意してください。</p> | <p><b>調査済宅地</b><br/>INSPECTED<br/>この宅地の被災程度は小さいと考えられます。</p> |

し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを識別できるようにします。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面などの確認を行うもので、建築物について確認を行う被災建築物確認制度とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際はご協力くださいますようお願いいたします。

**問い合わせ**  
土木課

☎893-1116



**◆DV被害者のための電話相談のご案内◆** DVは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。

| 相談先            | 高知県女性相談支援センター<br>(配偶者暴力相談支援センター)                              | こうち男女共同参画センター<br>「ソール」   | 警察   |
|----------------|---|--|--|
| 対象者            | DV被害に苦しんでいる方(男女不問)  | 女性、男性  | DV・ストーカーに関する相談   |
| 電話番号<br>相談時間など | ☎833-0783<br>平日 9:00~22:00<br>土・日・祝日 9:00~20:00<br>(年末年始を除く。) | 女性向け ☎873-9555<br>毎日 9:00~17:00<br>(※第2水曜日・祝日・年末年始を除く。)<br>男性向け(予約制) ☎873-9100<br>第1・3火曜日、第4水曜日<br>18:00~20:00 | お近くの警察署又は<br>県警本部生活安全企画課<br>(#9110又は☎823-9110)<br>夜間・休日は、当直員対応<br>緊急の場合は、110番へ |